

# 文教福祉常任委員会記録

令和7年4月11日（金）午前9時58分～午前10時42分（第2委員会室）

## ○出席委員（9名）

委員長	川又 康彦
副委員長	高木 直人
委 員	佐藤 勢
委 員	遠藤 幸一
委 員	佐々木 優
委 員	石原洋三郎
委 員	大平 洋人
委 員	宍戸 一照
委 員	半沢 正典

## ○欠席委員（なし）

## ○市長等部局出席者（なし）

## ○案 件

所管事務調査「児童生徒の体力向上に関する調査」

- 1 委員長報告のまとめについて
- 2 その他

---

午前9時58分 開 議

（川又康彦委員長）ただいまから文教福祉常任委員会を開会します。

初めに、委員長報告のまとめについてを議題といたします。

本日は、委員長報告の構成と提言項目の詳細についてを協議させていただきます。本日の進め方としまして、初めに資料の委員長報告の構成について（案）の概要を説明いたしまして、本資料についてその後10分ほど黙読の時間を設けさせていただいた後、委員の皆様方よりご意見をいただきたいと思っております。

ではまず、資料の委員長報告案の構成の概要について説明いたしますので、資料のほうをご覧くだ

さい。1つ目の調査概要は、当初の調査目的、これまでの調査経過を記載いたしております。

調査内容について、（1）（2）に当局説明で聴取した本市の児童生徒の体力の推移と現状と異常気象下の児童生徒の運動制限、（3）に福島大学参考人招致で聴取しました福島県の児童生徒の体力の特徴、（4）に当局説明及び行政視察にて聴取した体育、保健体育に求められることについてを記載します。こちらは、学習指導要領上の整理として、運動する以外にも、見る、支える、知るという関わり方が重要であることや体育においては小学校から高等学校までの12年間の系統性を4年ごとに整理した児童生徒の発達段階に応じた授業の構築が求められている点を提言につながる部分として記載いたします。

3つ目の提言については、前回提示した提言の方向性を基に作成しております。まず、提言項目1は、小中学校で連携した体系的な教育の推進です。中学校区ごとに、小中学校が連携の上、義務教育9年間を通して一貫性のある体育授業や、義務教育学校や各小中学校区の小中学校の一貫性のある取組を学校間で共有できる仕組みの構築と小中の校種を超えた研修を実施することによる小中接続の視点での授業の構築を提言いたします。

提言項目2は、運動器に着目した運動指導法の導入と理学療法の活用です。理学療法等の専門家による運動器検診や運動器に着目した運動指導法を導入、体育授業への助言、ヘルスリテラシーの意識の向上を提言いたします。これまでの調査や前回の委員会においても委員から意見のあった家庭の生活習慣による子供への影響力が大きいことに関しては、保護者も含め各学校でヘルスリテラシーの向上の取組を発信していくことも提言します。

提言項目3は、大学との連携による体力向上の取組です。体育専門の教育課程を有する大学と連携し、体力向上研究校を指定し、専門的知見を生かした指導方法の活用を図るなど研究を行い、各学校への成果を共有することを提言します。また、学生による体力向上サポーターについても提言します。

提言項目4は、運動環境の整備です。夏場の異常気象下においても安全に運動できる環境を整備するため、市内の全小中学校の体育館へエアコンを速やかに設置することを提言します。また、設置にあたっての有利な交付金等の活用や、体育館の構造を精査し、空調の効率的な配置とすること、さらに体育の水泳授業における民間プール施設等の活用を提言します。

提言項目5は、地域資源を活用した部活動の移行です。部活動の移行にあたっては、部活動指導員として地域の指導者、学生、民間のインストラクターを含めた多様な人材の活用や地域のクラブとの連携により、教職員の負担を軽減していくとともに、生徒の貴重な運動の場である部活動の活動環境を残すこと。部活動の地域展開にあたってのエリアコーディネーターについて、市域が広く、地区ごとに特色ある活動団体を有する特徴から、地域、競技分野に精通した人材を活用して、地域のクラブの実態の精査、生徒に寄り添った移行を提言します。

ここで、提言5の補足資料として、令和6年12月18日、スポーツ庁の地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の中間取りまとめをご覧願います。別ファイルであります。その中で

4ページにあるとおり、地域全体で支えることを目指していくという意図を込めて、従来の地域移行という文言から地域展開という名称に変更されております。本市も既に地域展開という文言を用いでいることから、地域移行としていたところを地域展開という文言で整理しております。

4番目のまとめは記載のとおりになります。

それでは、10分ほどお時間を取りますので、黙読いただきます。黙読後、前回の委員会での振り返り資料の内容も踏まえながら、委員長報告の構成と提言項目についての協議を行いたいと思います。ご確認のほどよろしくお願ひいたします。

では、黙読のほうお願ひいたします。

#### 【資料黙読】

(川又康彦委員長) それでは、皆さんお読みいただいたようですので、委員長報告の構成と提言項目ということについて、それぞれ順に協議させていただきます。

初めに、委員長報告の構成についてを協議いたします。構成の文言や内容の詳細については次回の素案の協議の際にご協議いただこうと考えておりますが、全体の構成、この提言項目骨子案についての流れについてご意見がございましたらお願ひいたします。

#### 【「なし」と呼ぶ者あり】

(川又康彦委員長) おおむねこのような構成でよろしいですか。

#### 【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(川又康彦委員長) では、そのような形で進めさせていただきます。

それでは次に、提言項目についてを協議いたします。それぞれ特に提言項目お示しさせていただきましたので、こちらについてご意見がある方はお願ひいたします。

(宍戸一照委員) 提言項目1、小中学校で連携した体系的な教育について、福島市は中学校区ごとの体力つくり推進計画書をつくっているの。小中連接ということはやっているけれども、併せた形で体力つくり推進計画書を中学校区ごとにつくっているのか疑問があるのです。小中連接ということはよくありますけれども、そこまで突っ込んでやっているのかなど、この辺はちょっと確認する必要性があるのかなと思いますけれども。委員として出されているのだから、私なんかも多分意見を言っているけれども、こういうふうに文章として記載した場合、本当にやっているのかな、そこまで福島市が取り組んでいるのかなど。我々が視察した福井市だったり、あとは小中一貫とか、いろんな取組の中で体力づくり計画をやっている、つくっているというふうなことはおっしゃっていたけれども、実際福島市はやっているのかなという思いがあるので、こここのところを1つ確認してみる必要性はあるのかな。実態はどうなのかと。そうすると、我々委員がそういうふうに言っていいのかどうか。

(川又康彦委員長) そうですね。こちら福井県のほうの取組の中で、福井県自体が小中のこういった体力づくり推進計画書をつくるという方向で自治体のほうに進めているということで、委員長、副委員長としては、福島市においては、これは視察後にこの部分の提言が出てきましたので、その前の市

当局への聴取の内容にはこの項目を入れていませんでしたので、つくっていない前提で提言には入れさせていただいておりますが、つくっている可能性もひょっとするとあるかもしれませんので、そこについては次の委員会までに確認させていただいて、反映させていきたいと思います。

(宍戸一照委員) あともう一点なのですけれども、提言項目5の中で、地域資源を活用した部活動の移行というふうな部分があるのですけれども、福島市、部活動移行で予算は何ぼか計上しておりますけれども、あれが例えば部活動移行で指導していただいている団体とか、ああいうところに報償費とか、そういうのは支払っているのか、私ちょっと分からぬのですけれども、ボランティアでやっていただいているのか。4月7日、福島民報新聞に部活動改革推進期間が残り1年ということで、この記事が載っていました。皆さんもお読みになった方がいるかと思いますけれども、その中で福島市の部分が出ていまして、自治体によって受益者負担の在り方が異なると、福島市ではということで、参加する場合は1回当たり500円から1,000円程度を家庭から徴収しているというふうに載っているのです。そうすると、ある程度父母負担が生じているのかなと。その辺の実態について、この委員会の中の調査の中では部活動移行という部分においては、父母の費用負担という部分がどうなのかということは確認していなくて、ただ部活動移行、移行というふうには言っててはいるけれども、私その今の世代の子供がいないから分からないけれども、その辺の費用負担があるとすれば、やはりこれから部活動移行をどんどん進めて、そういう団体に移行しているとすれば、父母の負担が出てくると思うのです。福島市ではその団体にどの程度補助しているのか、その実態をやっぱり我々としては調べてみて、ここに書いてあるので、参加料次第では世帯年収により格差が生じかねないという問題点がこの部分には出ているので、やっぱりここを確認しないと、安易に部活動移行という部分で、その辺を見ないと、言い切れないのではないのかなというふうに思ったものですから、この記事を読んでみて、我々の調査の中ではそういうことを確認していなかったと。ですので、その辺についてご存じの方は教えていただきたいし、現実にどうなっているのかということを教えていただければなと思ったもので、委員の方でご存じであれば。大平さん、現役の父母としてその辺はどうですか。

(大平洋人委員) 私はやらなくなってしまったから。

(半沢正典委員) さくっとやっておけばいい。細かいところまでの提言は、いろいろ切りがないわけだから、やっぱりさくっと、こういうような方向でと、費用についてはまた有償、無償、支援員も応援に行ったりしたり、制度もできていたりするわけだから、あんまり細かいところまでは。

(宍戸一照委員) 細かいことまでではなくて、やっぱり公費に適切な支援を求めるとか、そのぐらいは入れてもいいのかなと。

(大平洋人委員) そうですね。いろいろ検討ですから、深く入らないほうがいいですね。

(半沢正典委員) 公費にするのか、個人負担にするか、その比率もどうするかも含めて、その辺も手当てるぐらいの話でいいのではないかなと思います。実際そこまで調査していないわけだから。

(宍戸一照委員) 調査していなかったから、ちょっと確認しておく必要性があるのかなということで、

その確認を踏まえた上で判断をしたいなと思ったもので。

(川又康彦委員長) 私の記憶としては、予算の審査のときにその項目についての質問も多分あまり出ていなかったような気が、昨年度から実施されている内容だとは思いますので、その部分、どのように予算の中に入り込んでいるのかということも、委員長、副委員長の中で少し確認させてはいただきます。提言項目としてはそれを前提にという形、今半沢委員がおっしゃったような形で、それは教育委員会としてこれから取り組んでいく内容、取組ですので、ただ地域の展開という部分については進めていくべきだろうという話については、内容としてはこのままでいいのかなと思っております。

(宍戸一照委員) 調査項目には入っていないから、そこまでは調査していないので、書くことはできないのだけれども、ただ知識というか、資料として知っておく必要性があるのかなということで確認をさせていただきました。調査項目でそこは調査していないから、書けないと思うのだけれども。

(石原洋三郎委員) ちょっと今お話になっている提言項目5の部活動の移行というところなのですけれども。

(川又康彦委員長) 展開ですね。

(石原洋三郎委員) このタイトルの文言なのですけれども、何か地域資源を活用した部活動の在り方とか、そういうふうにちょっと、中身は別なのですけれども、タイトルのほうはそういうふうにしたほうがいいのではないかと思います。要は参考資料のほうにもあるように、地域移行とか地域展開とか地域連携とか、そういう言葉があったり、部活動の活動環境もある中で、例えば残すべきとか、地域と連携するべきとか、そういう、その地域の実情に応じていろんな在り方がありますので、部活動の移行というと、部活動が全て何かほかの状態に変わってしまうような表現にも受け取れるので、多分そういうところもあるとは思うのですけれども、場合によっては、そういう地域の様々な形態があると思いますので、地域資源を活用した部活動の在り方というタイトルのほうがいいのではないかと。あるいは、部活動の展開とか。タイトルの部分に関してはちょっと考えてもらえばなと思います。

(川又康彦委員長) 冒頭申し上げた地域展開という部分、提言内容の中では文言をちょっと変えたのですが、確かにタイトルの部分は移行という形をそのまま使っている部分はあるので、ここについてどのようにするか、ちょっと正副のほうでも検討させていただきたいと思います。

(佐々木優委員) 今のところなのですけれども、いろんな費用のことも今後どうなるのかなというところが出てきたということで、幅を持たせて提言するという意味では、この最後の部分に生徒に寄り添った移行とすべきって入っているのですけれども、ここに例えば生徒と保護者に寄り添ったというふうにすると、そちらまでカバーできるのかなというふうに思うのですけれども、そういうこともできるのかなというふうに思いました。

あともう一つ、いいですか。提言項目3の大学との連携による体力向上の取組のところなのですけれども、体育専門の教育課程を有する大学というのは、例えば近場でいうとどこになるのかな、具体

的に出てくるのはどこの大学なのかなって思ったのですけれども、こちらはどのようなイメージですか。

(川又康彦委員長) 近場でいうと、福島大学です。

(佐々木優委員) 福島大学ですね。体育専門の教育課程。

(川又康彦委員長) 課程を有すると。

(佐々木優委員) この体育専門のという意味、体育専門の教育課程を有するという意味、この学部とか、部活なのか、そういう、何か具体的にイメージしにくいかなと思っているのですけれども、体育専門の教育課程を有する大学というのは、どういうことを範囲としているのか。

(半沢正典委員) 提言内容もやってしまっていいわけ。

(川又康彦委員長) 提言内容のところも含めて構わないです。

正副の中では、いろんな方がいらっしゃると思うのですけれども、ある程度枠をつくるという意味で、一番近場でいうと福島大学という形になりますので、教育課程の中で体育、いわゆる音楽とか数学とか、そういうものもあると思いますけれども、体育というのが教育課程の中に、取り組んでいる大学という意味、そういう意味合いで書かせていただいております。例えば大学で、参考人で来ていただいた先生もバレー、ボールを教えていたりとか、部活動の顧問をやっているとか、そういう方はいらっしゃいます。そういうことではなく、体育の教育課程を有する大学という、そういう意味合いで書かせていただいている。

(佐々木優委員) 福島大学が念頭にあるというイメージなのですものね。例えば具体的に大学名とかって出すのはまずいのですか。福島大学や、そうやって体育の云々、何かみんなのイメージとして、福島大学にもそれがあるのだ、そういうふうになっているのだなというふうに見て分かるほうがいいかなと思ったりとかしたのと、それからその後、また、学生を体力向上サポーターとしてということで、体育の教育課程を有する大学の学生につながっているということですものね。

(川又康彦委員長) ここの学生についてはまたちょっと違うのかなと。

(佐々木優委員) そうすると、これにつながっているのかなというふうにも取れるかなと思うので、何かちょっと別だよというのが分かる文言が入ると、より分かりやすくなるのではないかと思いました。

(川又康彦委員長) 大学の念頭の部分でいうと、もちろん市内にあるのは福島大学が一番大きな念頭にありますが、周囲という形になると、例えば宮城県まで幅を広げると、仙台大学も当然ありますし、宮城教育大学もありますし、様々な大学がありますので、そのところも枠を福島大学というふうに限定していないつもりではあります。

(半沢正典委員) 今の体育専門の教育課程を有する大学と連携しというところで、大学をあえて限定する意味は、逆に私はなぜなのかなと。参考人として福島県立医科大学の先生も来ていただいたら、もちろん小中学校の教職は一番が教職課程なのかもしれませんけれども、様々な専門的な見地から体

力の向上を切り口としてやっている大学は、この体育専門の教職課程を有する学部、その中に所属する人たちだけではないのかなというふうに私は解釈していて、だからあえて体育専門の教育課程を有するを、大学と連携しと限定的に記載する必要がなぜあるのかなと逆に私のほうはちょっと感じているところなのですけれども。だから、広く地域の大学と連携しとかいうような形では不足、過不足あるのかなと思うのですけれども、逆にこういう形で限定する必要はあるのかなと私は感じているのですが。

(川又康彦委員長) 確かにそのご意見は承ります。

(宍戸一照委員) 私も半沢委員の意見とは同意見で、福島学院大学にだって保育、幼児教育があるのだから、当然体育を専門にする先生もいるわけだし、あとは桜の聖母短期大学にも経済学を教える先生もいれば、幼稚園課程があるので、幼児教育、また体育を教える先生もいると。あと、福島大学、福島県立医科大学にだって、やっぱりこの前の先生と同じように、運動生理学とか、そういうものを教えていらっしゃる先生もいるわけだから、福島市内を限った場合でも、幅広くここは捉えたほうがいいと思うのです。それだけ各大学には教育課程がなくとも専門の先生はいるわけだから。だから、広く連携を求めるということでいいのではないのかなと思います。例えば福島学院大学の木村准教授がいたわけで、の方は地域づくり専門で、今はお辞めになりましたけれども、いろんな分野に地域づくりにいらっしゃる。だけれども、学部はないわけだから。その形だと思うので、ここは解釈としては広くていいと思うのです。

(川又康彦委員長) 確かに視察先で大学との連携を強化していたところというのは大阪中心で、大学の数自体がそもそも福島に比べると非常に多い中で、体育の専門課程を持っている大学ももともと多いという部分が前提としてあったので、それに比すると、先ほど佐々木委員おっしゃったとおり、市内では、これでいうと福島大学だけになって、委員長、副委員長としては地域を広げるという意味でのニュアンスは持っていましたが、参考人招致でいただいた福島県立医科大学の先生等も運動器の部分等で実際にもう既に平野地区で、研究校という形でやっているわけではありませんが、大学と小学校が連携してというのは既にやっている部分はあるわけですので、その辺については、今いただいたご意見を基に正副委員長手元で、この文言についてどういうふうにしていくのか、教育課程という部分が必要なのか、それとももう少し枠を広げたほうが柔軟に対応できるのかを含めてちょっと検討させていただきます。

(半沢正典委員) もう一点なのですが、2ページの調査内容について、実際我々が調査した内容の報告を簡潔に、そして分かりやすくまとめていただいたということで結構だと思います。その中で、(1)の本市の児童生徒の体力の推移と現状の最後のところにある赤字の部分、この取扱いはどうするのか、ちょっとお伺いしたいなど。要するに我々調査の中でも体力の数字に惑わされることなく、小学生は特に運動を嫌いにならないことが大切だよということはこここの参考人招致や視察でも、非常に言われてきて、そして私としては今回調査項目でお願いした動機の一つが全国に比べてちょっと少ない、低

下しているよねと、体力とかが低下しているよねというようなことで調査をお願いした経緯はあったのですけれども、それは実はあまり正しくなかったと。要するに数字でもっと上げなければいけない云々ではなくて、小学生の頃は運動を嫌いにならない、そこがこれから生きる力を体力面からつけるためには大変貴重なところだよというのが私としてはちょっと目からうろこの部分だったので、この調査の内容にそのまま織り込む、どこかに織り込むのか、それとも最後のまとめのところで、こういうことで好きにならないということが大切なのだよと、数字に右往左往しないでねみたいな部分を委員会のまとめの中の気づきということで入れてもらうのか、その辺はどういうふうに考えているのかなと思いまして。できれば、先ほど言ったように、いろいろ項目、提言項目5つぐらいあった後に、全体として、やっぱりこういうことが肝だよという部分で載せてもらうと私は非常にいいまとめになるのかなというような印象は持っています。

**(川又康彦委員長)** 全くおっしゃるとおりで、運動を楽しいと感じる児童生徒を増やしていくことが体力向上のため、私たちの調査項目の中で1つ大きな着眼点なのだろうなと思っております。それがゆえに、骨子の中でこの赤字ということで特出しをさせていただきました。ただ、提言項目の中に、それを例えば一つの提言項目の中に入れていくというふうになってくると、では具体的にどうするのというところが正直言ってなかなか難しい部分になってくるのかなと判断しております。であるがゆえに、提言項目を5つ出させていただきましたけれども、それは具体的な部分であって、その前段でこの赤字をどういうふうに入れ込むかというのは全く半沢委員おっしゃるとおりなので、骨子の内容の中で当局説明、また参考人招致の部分の前段の流れの中で、例えば最後の項目の中でそれが非常に重要だと当委員会では考えているとか、何かそういう一つの大きなまとめとして1つ入れた上で、それを実現していくための提言項目、この5つを具体的に書いていくという流れにするというのも一つなのかなと、今おっしゃっていただいて、改めて感じました。ただ、全くおっしゃるとおりで、これをどういうふうに特出しするかというのは非常に重要な部分だと思いますので、今のご意見を基にその辺の、骨子の構成案に関わってきますけれども、その辺少し検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

**(半沢正典委員)** 今委員長がおっしゃったとおりで結構です。調査項目にはちょっとなじまない内容なので、調査項目の前に特出してやるか、最後にやるかというのは少しこれから委員会、次の委員会でご検討をお願いできればと思います。

**(佐藤 勢委員)** まとめていただいてありがとうございました。1点、5ページ目の提言2の運動器に着目した運動指導法の導入と理学療法の活用というところなのですけれども、理学療法、中身を見ますと理学療法というよりかは理学療法士の士を入れていただいたほうがいいのかなというふうに思いました。理学療法士が行うのが理学療法であって、アプローチ内容的なところになるものですから、やはり理学療法士等を活用した、要するに専門職を活用したというところになってくるというふうな内容を捉えましたので、士を入れていただいたほうがいいかなというふうに思いました。

あとそれから、やはりタイトル的なところも理学療法士等と入れていただいたほうがいいかなと。理学療法だけではなくて、作業療法士だったりとか、医師なんかもやはり関わるところも出てくるかと思いますので、タイトルにも等を、理学療法士等と入れていただくといいのかなというふうに感じたところです。

(川又康彦委員長) この意見について何かご意見ございますか。

(佐々木優委員) 理学療法等の専門家というふうになると、理学療法士さん、あと作業療法士さんとかというのも含まれるということなのですか。

(佐藤 勢委員) 具体的にはやはり理学療法を提供するのは理学療法士という形になってくるので、幅広く専門家、リハビリの専門家を指すのであれば、やはり理学療法士等とつけていただいたほうが広い意味では関わってくるかなと思っています。

(川又康彦委員長) 委員長、副委員長としては、今回参考人招致で来ていただいた先生も理学療法の専門家ということで、その方のご意見を基にこういった形が、運動器検診だったり、運動器に着目した運動指導法といった部分が重要なのかなと。ただ、一方、参考人の中でも理学療法士だけでなく、医師、そういう方も当然専門家としてあり、ただ今回の委員会の中ではこの運動器に着目した運動指導法の導入という部分が前段にあったものですから、理学療法士単独の名前を出すというよりは、理学療法、例えばタイトルの部分で理学療法の活用とあります、こちらについても1行目と同じように理学療法等の活用ということで、様々な運動器に着目したやり方というのがいろいろあると思いますので、そういう包含した内容のほうが委員長、副委員長としてはいいのかなと思います。

(佐藤 勢委員) 分かりました。

(川又康彦委員長) いかがでしょうか。

(佐藤 勢委員) 結構でございます。ありがとうございます。

(川又康彦委員長) そのほかございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(川又康彦委員長) それでは、先ほどいただいたご意見を基に、委員長、副委員長手元のほうで、修正させていただく点について、次回お示しさせていただきたいと思いますので、ご了承お願ひいたします。

それでは次に、その他といたしまして、委員の皆様から何かござりますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(川又康彦委員長) なければ、以上で文教福祉常任委員会を閉会いたします。

午前10時42分 散 会

文教福祉常任委員長

川 又 康 彦